

給水装置工事の設計・施工要綱

令和5年5月

豊前市役所産業建設部上下水道課

目 次

1	目 的1 ページ
2	指定給水装置工事事業者1 ページ
3	給水装置工事の種類 1 ページ
4	給水装置工事の申し込み 2 ～ 3 ページ
5	給水方式4 ～ 8 ページ
6	水道メーター・給水管の口径決定9 ページ
7	給水管の分岐10 ページ
8	配 管10 ページ
9	布 設11 ページ
10	管の接合11 ～ 12 ページ
11	管の埋設12 ページ
12	舗装の仮復旧12 ページ
13	仕切弁および止水栓12 ページ
14	メーター等の設置位置および設置方法13 ページ
15	設 計13 ～ 14 ページ
16	道路占用・道路使用許可申請15 ページ
17	工事写真 15 ページ
18	給水装置工事の検査15 ページ
19	安全対策15 ページ
20	工事の保証16 ページ
21	開発団地等に伴う設計・施工16 ページ
22	標準施工例16 ～ 18 ページ
23	参考資料19 ～ 39 ページ

給水装置工事の設計・施工要綱

1. 目的

この要綱は給水装置工事の設計・施工にあたり関係諸規定に定められた方法・基準等並びに給水装置工事の事務手続きについて必要事項を定め、適正な運用を確保することを目的とする。

2. 指定給水装置工事事業者

1. 指定給水装置工事事業者の位置づけ

1) 指定給水装置工事事業者(以下「指定業者」という。)は給水装置の構造及び材質が、水道法施行令第5条に定める基準に適合することを確保するため、管理者が給水区域内において給水装置工事を適正に施工することができるものと認められる者。

2) 指定業者が行う給水装置工事は、給水装置工事主任技術者のもとで行う。

2. 指定給水装置工事事業者の義務

指定業者は、水道法及び施行規則等に定められた事業の運営に関する基準を遵守する義務を負うとともに、それに違反した場合は指定の取消または停止の処分を受けることがある。

1) 指定業者で選任した主任技術者のうちから、給水装置工事ごとに主任技術者を指名し、その者が施工した工事の設置場所並びに使用者名等の書類の作成および水道法施行令第5条に定める基準に適合していることの確認をすること。

2) 配水管等の分岐箇所から水道メーターまでの工事を施工する場合は、管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合すること並びに配水管及び他の埋設物に変形、破損等に生じさせることがないように、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させること。

3) 水道法施行令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合した給水装置工事を施工すること。

4) 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適した機械器具を使用すること。

5) 管理者が行う工事検査に、工事を施工した主任技術者を立会いさせること。

6) 工事を施工した指定業者は、管理者から工事に関する必要な報告又は資料の提出を求められたときはこれに応じること。

7) 給水装置工事の施工にあたっては、水道法・道路法等の諸関係法規を遵守しなければならない。

8) 給水装置の構造及び材質は水道法第16条及び同法施行令第5条の規定並びに同条の規定による厚生労働省に定める基準に適合していなければならない。また配水管分岐部からメーター前後(BOX含む)に使用する材料については、上下水道課が指定する材料を使用しなければならない。

3. 給水装置工事の種類

- 1) 新設工事・・・新たに給水装置を設ける工事
- 2) 改造工事・・・既設給水装置の増減・位置・口径の一部変更、及び取替工事
- 3) 臨時工事・・・臨時的に水道を使用する工事
- 4) 撤去工事・・・既設給水装置を取り除く工事

4. 給水装置の申し込み

1) 工事の受注

指定業者は給水装置工事を受注した時は、申し込み者に代わって申し込み手続きするとともに、設計・施工することから後日紛争が生じないように本施工要綱を十分説明し、施工内容について同意をとっておかなければならない。

2) 工事の申し込み

- ① 指定業者は、次の必要資料を完備して上下水道課に申し込まなければならない。

・給水装置工事設計(精算)書

別紙 参考資料①参照

・公道部の占用願添付書類(県道は4部・市道は3部)

(位置図・平面図・配管布設図・舗装復旧図・交通規制保安設置図・配管予定配置図《県道道路占用時のみ必要》)

別紙 参考資料②参照

・臨時使用の場合の概算料金(20,000円)の前納

・必要に応じ

給水管分岐承諾書・給水管布設承諾書・給水管布設規定外埋設申請書・工事(使用)

承諾書 《別紙 参考資料③参照》

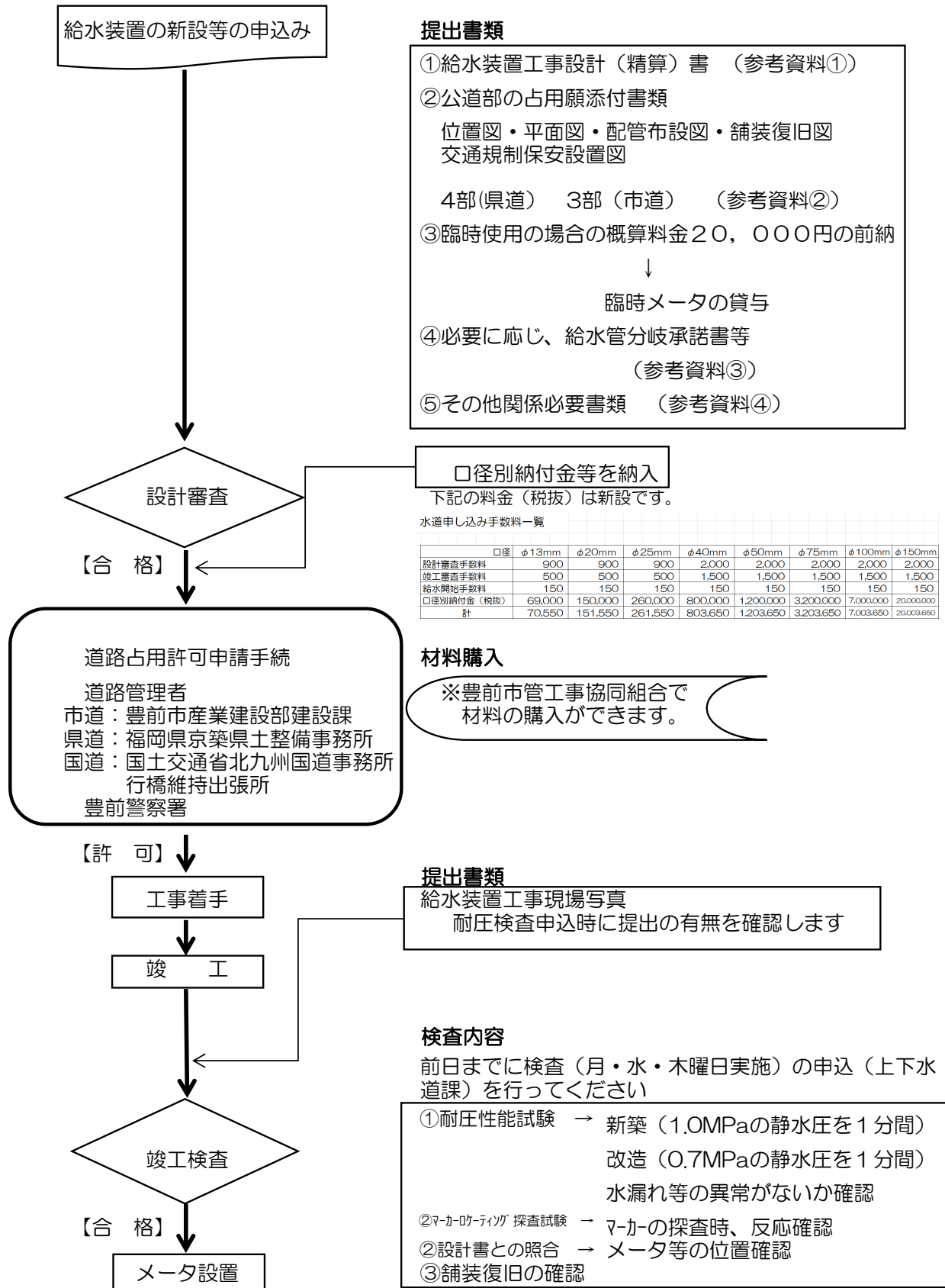
・その他関係必要書類 《別紙 参考資料④参照》

- ② 指定業者は工事の申し込みの際、上下水道課と事前協議を十分に行わなければならない。

3) 施工承認

上下水道課の担当者は給水装置工事の申し込み受付後、速やかに設計審査を行い施工承認する。

給水装置工事の手続き



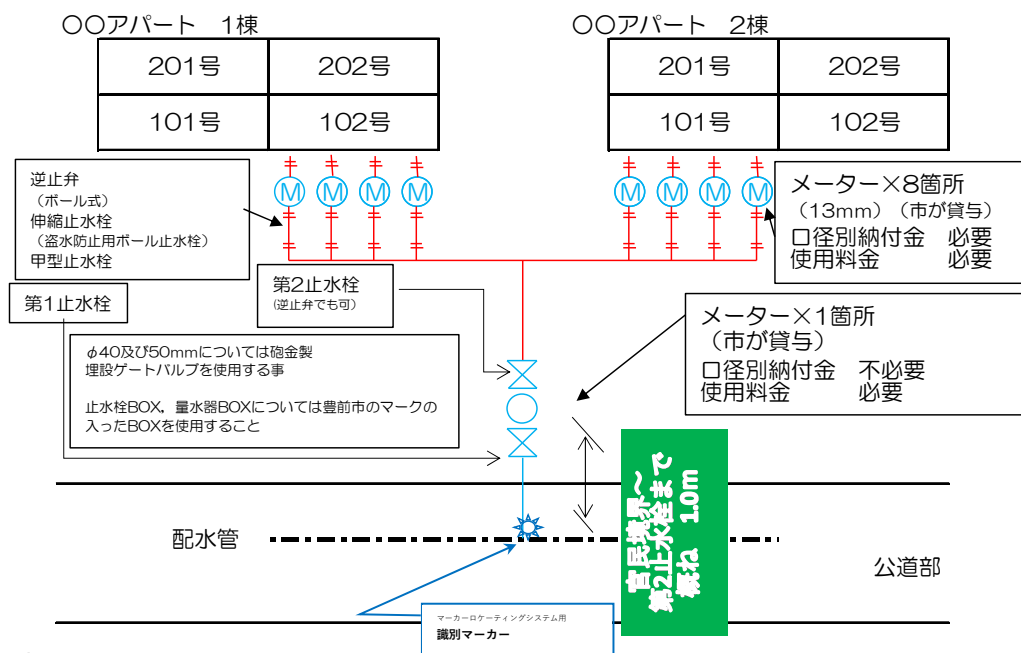
5. 給水方式

給水方式は給水の高さ、所要水量、使用用途及び維持管理面を考慮して決定する。

1) 直結式給水方式

直結給水方式とは、配水管の圧力のみを利用して給水栓まで直接給水する方式をいい、階数（分岐する配水管の布設地盤からの階数とし、地下を除く）が2階までの建築物で、配水管の水圧・水量等の給水能力に支障がなく正常に給水できる場合の給水方式をいう。

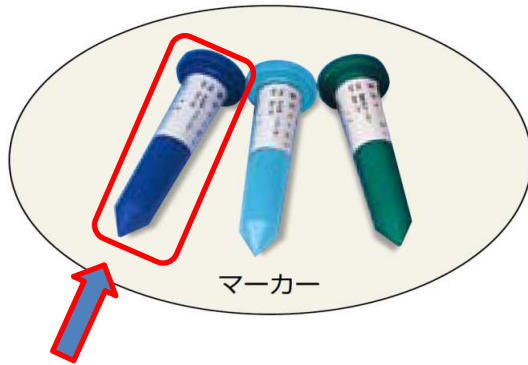
直結式給水方式



- ① 給水管の管理区分について
本管引込～第2止水栓まで及びメーター（青色の部分）を上下水道課の管理とし赤色の部分を施主の管理とする。
また赤色部分の管の埋設及び埋戻しについては市の基準に準ずること。
- ② 給水管について
配水管から第2止水栓まではポリエチレン管(2層管)≪管径50mm以下≫を使用すること。
管径50mmより大きい管はダクタイル鋳鉄管(GX)を使用すること。
- ③ メーターの設置位置について
各棟ごとに1ヶ所にまとめて、検針の容易な場所に設置すること。
各部屋の前にメーターを設置することは、原則認めない。
- ④ 止水栓について
メーターの手前には、甲型止水栓及び伸縮止水栓(盗水防止用ボール止水栓)を設置すること。
メーターの先には、逆止弁(ボール式)を設置すること。
- ⑤ メーター出庫について
検査依頼は前日までお願いいたします。
この際にはアパート名及び部屋番号は決定しておくこと。
まだ、未確定の場合はメーター出庫は出来ません。
- ⑥ 市申込検査手数料(口径別納付金等)及び検針、集金について
メーターの設置個数分(この際では76,070(税込)×8ヶ所=608,560円)の納付をお願いします。各部屋の検針及び集金業務については、市の方で行います。

マーカローケータシステムの運用について

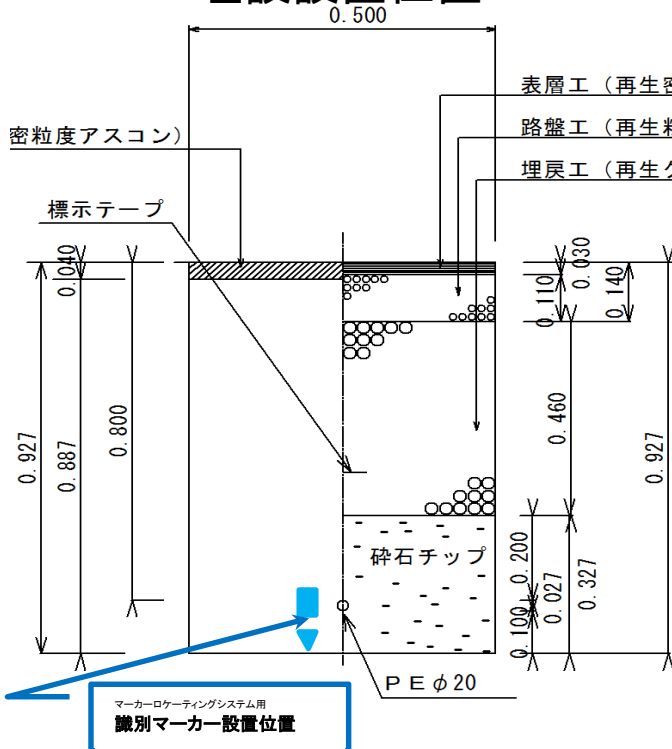
平成27年4月からマーカローケータシステムの運用を開始します。配水管・給水管布設箇所
にマーカ（下記写真参照）の設置をお願いします。



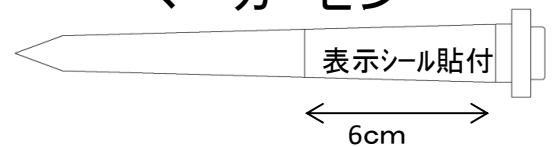
水道用
を設置をお願いします。

- 1 管の分岐部
- 2 管の曲部
- 3 管径変更箇所、管種変更箇所、既設管連結部（工事の起・終点）、離脱防止金具設置箇所
- 4 給水管の分岐部
- 5 布設部 50m毎に1箇所
- 6 マーカーピンは垂直に埋め込む
- 7 マーカーピンはGL～800mm下に設置する。
- 8 直近のマーカピンとの離れが30cm未満の場合は設置しない。
- 9 配水管・給水管のマーカピン設置検査を耐圧検査時に実施します。ピン設置の有無が確認できない場合は再度掘削を行っていただきます。

埋設設置位置



マーカピン



表示シール

水道識別マーカ

用途 水道用マーカ (1ch)

注意

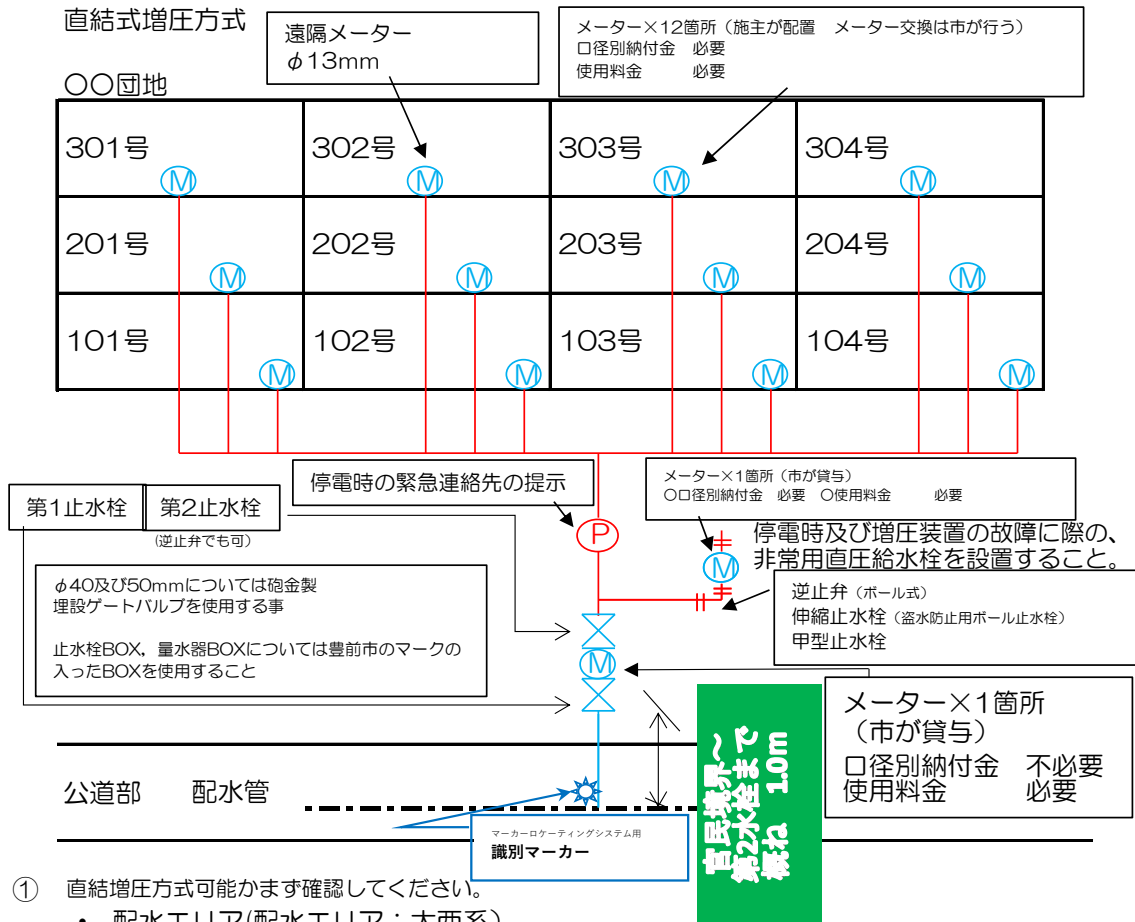
工事の際に、本マーカを発見されましたら、近くに水道管が埋設されていますので下記の電話番号に連絡し立会を求めてください。

豊前市 上下水道課 0979-82-1111

6cm

2) 直結式増圧方式

直結増圧方式とは、給水管の配管途中に設置した直結給水用増圧装置（以下「増圧装置」という）により配水管の水圧だけでは届かない高い箇所の給水栓まで直接給水する方式をいう。

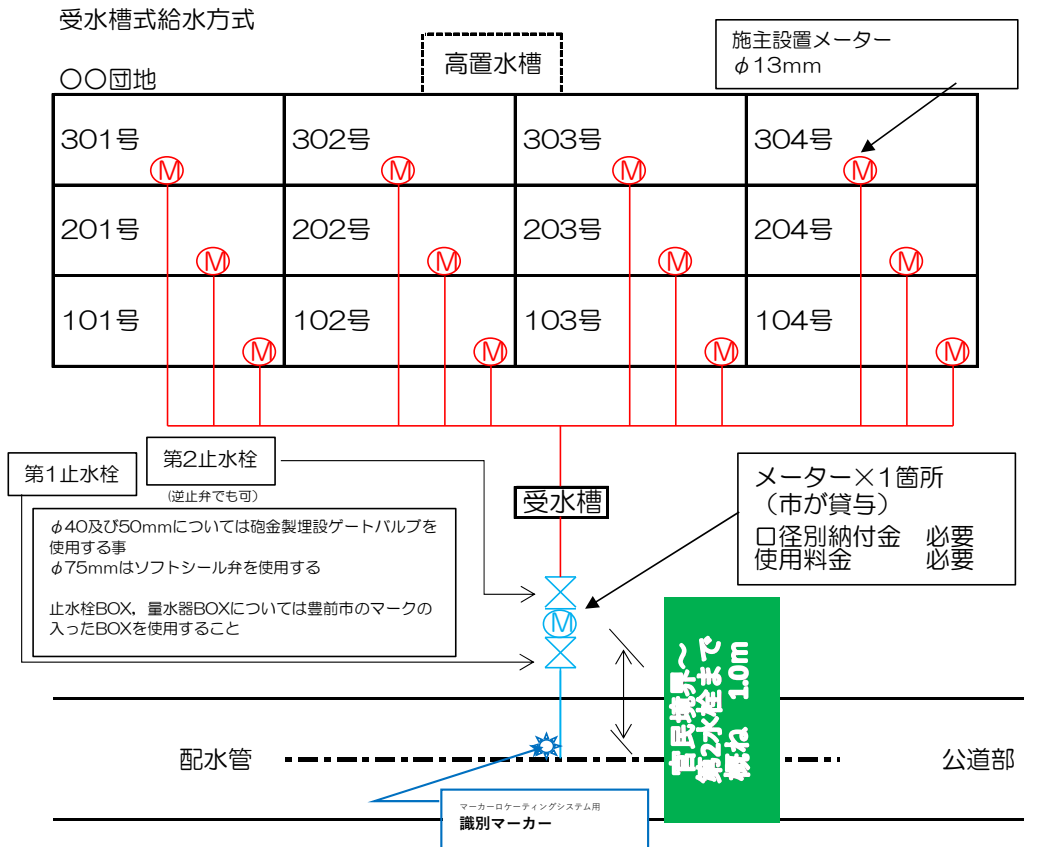


- ① 直結増圧方式可能かまず確認してください。
 - ・ 配水エリア(配水エリア：大西系)
 - ・ 配水管がφ75mm以上であるか等
- ② 申請手続き
事前協議 → 給水回答書 → 設計協議の確認書（水理計算書等） → 承諾書
以上の手続き完了後、工事の施工をお願いします。
- ③ 給水管について
配水管から第2止水栓まではポリエチレン管(2層管)《管径50mm以下》を使用すること。
管径50mmより大きい管は ダクタイル鋳鉄管（GX）を使用すること。
- ④ 給水装置の管理区分としては第2止水栓まで（青色の部分）を上下水道課の管理とし、
メーターより先の部分（赤色の部分）を施主の管理とする。
（メーター廻りの漏水についても施主の方で修繕を行う。）
- ⑤ 市申込検査手数料（口径別納付金等）及び検針、集金について
メーターの設置個数分（この際には76,070（税込）×13ヶ所=988,910円）の納付をお願いします。各部屋の検針及び集金業務については、市の方で行います。

ただし、メーターについては、施主が遠隔メーターを設置し、メーター交換については市の方で行います。集中検針盤は市では管理しません。故障等の不具合が生じた場合、所有者での修繕をお願いします。

受水槽式給水方式

受水槽給水方式とは、受水槽を設けて水をいったんこれに溜め給水する方式をいい、階数が3以上の建築物および、配水管の圧力が不足する箇所、又は一時に多量の水を使用する箇所、配水管の断水・減圧時に水道使用者が業務または営業等に支障がきたすおそれがあり断水作業の実施が困難な箇所へ給水するとき、その他豊前市水道事業管理者(以下「管理者」という。)が必要であると認める場合は受水槽式給水方式としなければならない。

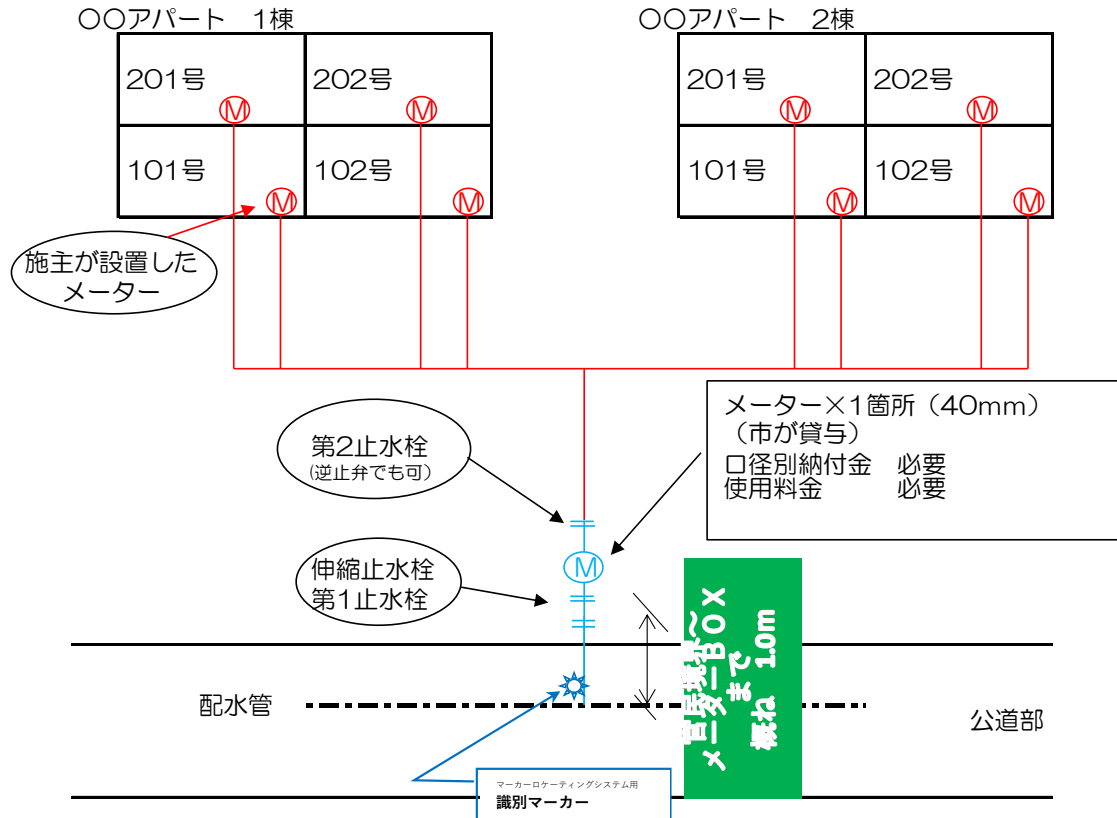


- ① 管理エリアは第2止水栓まで(青線)上下水道課の管理とする。
 - ② 各戸にメーターを取り付ける場合は、自己メーターとし 上下水道課は管理しない。
 - ③ 給水管について
配水管から第2止水栓まではポリエチレン管(2層管) <<管径50mm以下>>を使用すること。
管径50mmより大きい管は ダクタイル鋳鉄管(GX)を使用すること。
 - ③ 第1・2止水栓には口径により、ソフトシール弁・砲金製埋設ゲートバルブ(ロング)を設置する事。
 - ④ メーターBOXは官民境界から1.0m以内に設置し、検針が容易な様にすること (親子蓋等の設置)
- (例)大口径メーターBOX
(親子蓋)
-
- ⑤ メーター出庫について
検査依頼は前日までにお願いします。メーターの設置個数分(この際には1ヶ所)の納付をお願いします。この際にはアパート名及び部屋番号は決定しておくこと。まだ、未確定の場合はメーター出庫は出来ません。

補則)親子メーター方式

アパート・マンション等の建物の各戸世帯に対し、個々にメーターを設置しないで、全戸に対して1個のメーターを設置し検針を行う方式です。

親子メーター方式



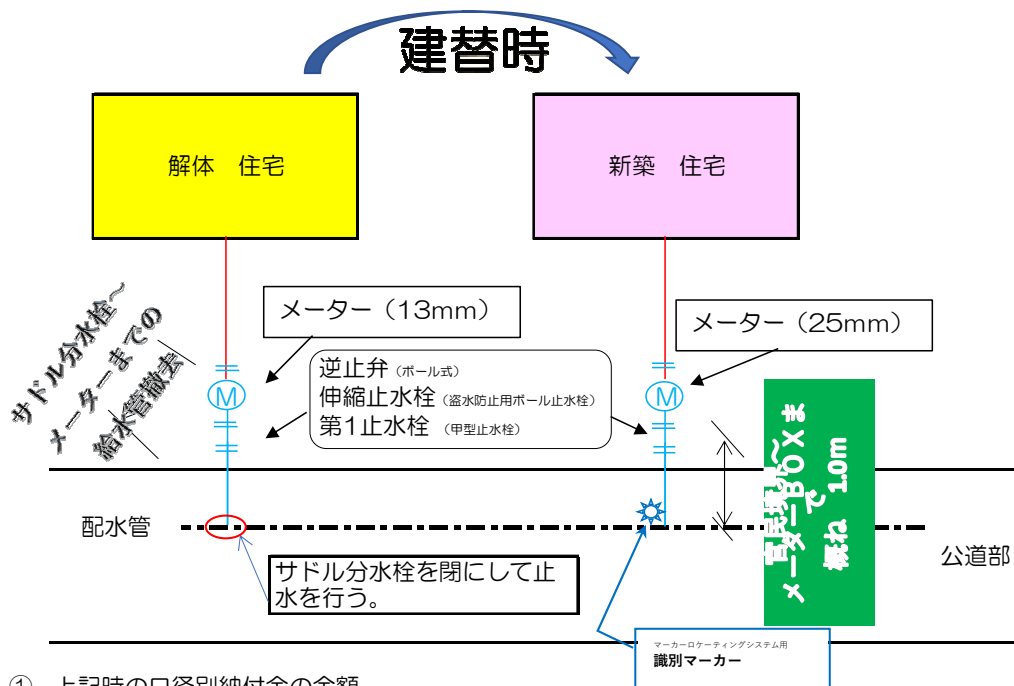
- ① 給水装置の管理区分としてはメーターまで（青色の部分）を上下水道課の管理とし、メーターより先の部分（赤色の部分）を施主の管理とする。
- ② 配水管から第2止水栓まではポリエチレン管(2層管)《管径50mm以下》を使用すること。管径50mmより大きい管は ダクタイル鋳鉄管(GX)を使用すること。
- ③ メーターの設置場所は、官民境界から概ね1.0m以内とし、メーターの手前に第1止水栓及び伸縮止水栓を設置すること。また、メーターの先に第2止水栓(逆止弁でも可)を設置すること。
- ④ メーター出庫について
検査依頼は前日までにお願いします。
この際にはアパート名は決定しておくこと。
まだ、未確定の場合はメーター出庫は出来ません。
- ⑤ 市申込検査手数料(口径別納付金等)及び検針、集金について
市が貸与したメーター分(この際には、867,650円税込)の納付をお願いします。
市が行う検針及び集金業務については、貸与したメーター分のみ行います。
各部屋の検針及び集金業務については施主の方でお願いします。
この際には、水道料金の請求先の確認をお願いします。
- ⑦ 工事完了後の各戸メーターへの変更は認めません。

6. 水道メーター・給水管の口径決定

1) 給水管の口径決定については、配管経路を定め分岐しようとする配水管・既設給水管の最小動水圧において、その計画水量を十分に供給できるものでなければならぬ。また、将来の使用水量の増加また配水管の圧力変動等を考慮してある程度の余裕水量を確保しておくものとする。豊前市では従来一般家庭では口径 13mmのメーターが多く普及してきたが、近年のトイレの進化に伴いタンクレスの普及がめまぐるしく、家屋内での上水の同時使用により水量不足で流れないケースがある。その為、口径 20mmのメーター・家屋内の配管径 20mmを勧めたい。

2) メーターの口径の増径について

メーター増径時の手順



① 上記時の口径別納付金の金額

口径別納付金金額 (税抜)	
当初 (13mm)	69,000 円
変更 (25mm)	260,000 円

差額 191,000 円 (税抜) の口径別納付金で増径を行うことができる。

差額で増径できる条件は下記に示す。

- 1 旧引込給水管・止水栓・メーターBOXの撤去とサドル分水栓からの止水を行うこと。
- 2 旧引込給水管の撤去状況写真の提出。

7. 給水管の分岐

配水管または既設給水管(以下「配水管等」という。)から給水管を分岐し取り出す場合は、次の各号によるものとする。

- 1) 管網を形成している配水管等からの分岐は、1 段落ち、管網を形成していない配水から分岐は 2 段落ちの口径とする。また給水管は配水管に対して直角に取り出すものとする。
- 2) 分岐は直管部からとし配水管等の異径管及び継手から給水管の取り出しをしてはならない。
- 3) 口径 50mm以下の配水管等からの分岐
 - ① 口径 50mm以下の給水管を取り出す場合はチーズまたはサドル分水栓を使用するものとする。分岐箇所にはマーカローケータリングシステム用のマーカープン(水道用:青色)を設置するものとする。高さは GL~800mm下とする。
- 4) 口径 75mm以上の配水管等からの分岐
 - ① 口径 50mm以下の給水管を取り出す場合は、サドル分水栓を使用するものとする。分岐箇所にマーカローケータリングシステム用のマーカープン(水道用:青色)を設置するものとする。高さは GL~800mm下とする。
 - ② 口径 75mm以上の給水管を取り出す場合は原則として不断水割丁字管を使用するものとする。ただし、配水管等の口径 200mm以上の場合はその方法を指定することがある。分岐箇所にマーカローケータリングシステム用のマーカープン(水道用:青色)を設置するものとする。高さは GL~800mm下とする。
 - ③ 配水管等(鋳鉄管)に穿孔する場合は給水装置工事主任技術者立会いのもと、必ず防錆コアを挿入する。
 - ④ 工事竣工届と同時に別紙様式に写真(参考資料⑤参照)を添付し提出するものとする。

8. 配管

- 1) 配水管等から口径 25mm以下の給水管(一軒家)を取り出す場合。

メーターまでの給水管及び建築基準法に基づく道路位置指定道路・公衆用道路・私道に布設する給水管については、ポリエチレン管(2層管)を使用しなければならない。なお、第1止水栓については甲型止水栓を使用すること。
- 2) 配水管等から口径 40mm以上 50mm以下の給水管を取り出す場合。

メーターまたは第2止水栓に至るまでの給水管はポリエチレン管(2層管)を使用しバルブBOXは市の指定部品(参考資料⑥参照)を使用しなければならない。
なお、第1・2止水栓についてはソフトシール弁(左:閉、右:開)または砲金製埋設ゲートバルブ(ロング)を使用すること。
- 3) 配水管等から口径 75mm以上の給水管を取り出す場合。

メーターまたは第1・2止水栓に至るまでの給水管はダクタイル鋳鉄管(GX)を使用しなければならない。なお、第1・2止水栓についてはソフトシール弁(左:閉、右:開)を使用すること。
- 4) 公道のうち国道、県道及び市道については、道路管理者の指示によるものとする。

9. 布 設

給水管の布設については、次に掲げる施工方法によるものとする。

1) 侵食防止

- ① ダクタイル鋳鉄管(GX)の布設にあたっては、ポリエチレンスリーブによる被膜を施すこと。
- ② ビニールライニング鋼管の布設にあたっては防食テープを巻きつけること。
- ③ サドル分水栓などの分岐部および被覆されない金属製の給水装置は、ポリエチレンシートによって被覆すること。

2) 給水管の明示

- ① 公道部分に布設する給水管には、管頂より 30cmの位置に埋設標示テープを敷設し、管を明示すること。
- ② 公道部に布設するポリエチレン管には、埋設標示テープ(アルミ有)により管を明示すること。

3) 防護・防寒措置

水路等を横断する場合に当っては、水路管理者の同意を得るものとして原則として水路等の下に給水装置を設置すること。

やむを得ず水路等の上に設置する場合には、高水位以上の高さに設置し、かつサヤ管・断熱材で被覆し、適切な防護・防寒措置を講じること。(道路管理者と給水工事申込書提出前に事前協議を行うこと。)

4) 給水管を埋設物の錯綜する箇所に布設する場合は、他の埋設物と少なくとも 30cm以上の間隔を保たなければならない。

5) その他給水管の布設にあたっては管種に応じた適切な布設を行うこと。

6) 給水管の布設が完了したら、十分に洗管作業を行うこと。

10. 管の接合

各種の管の接合にあたっては、管および継手管内部に土砂・油及び異物が残らないように完全に清掃し、接合部も十分洗浄して接合を確実に行うものとし、接合部分の腐食・通水阻害・材質の低下・漏水・離脱が起こらないよう、次に掲げる事項について留意して行うものとする。

1) 管の接合にあたっては、管種に応じた継手接合要綱に従い接合するものとする。

2) ビニール管の接合にあたっては、次に掲げるところによるものとする。

- ① 接合方法は、TS工法およびダクタイル鋳鉄接合方法とする。
- ② ビニール管にネジ付継手(ビニール製)を使用してはならない。

3) ビニールライニング鋼管の場合はビニールライニング鋼管継手を使用しなければならない。

4)ポリエチレン管の場合はPE管用金属継手又は伸縮継手を使用すること。

5)ダクタイル鋳鉄管の場合は、GX形を使用しなければならない。

① 曲管や異径管等の場合はP-Link・G-Linkを使用し、接続しなければならない。

11. 管の埋設

1)埋設深度

給水管の建物外の布設は埋設を原則とし、次に示す規定の深さ(管の上端より路面まで)以上に埋設しなければならない。

口径 道路種別	口径 75mm以上	口径 50mm以下
国・県・市 道	当該道路管理者の指示する深さ	当該道路管理者の指示する深さ
その他の道路	0.8m以上	0.6m以上
宅 地 内	0.6m以上	0.3m以上

2)道路の埋戻し

- ① 公道の埋戻しにあたっては、監督官庁の許可条件および指示事項を守り、砕石チップおよび再生クラッシュランをもって入れ替え、各層ごとに均等に締め固め、沈下の生じないようにすること。
- ② 宅地内の埋戻しにあたっては、管保護のため砕石チップおよび砂(管枕 50mm・管頂 50mm)で埋戻し沈下の生じないように締め固めること。
- ③ 掘削は当日中に埋戻しできる範囲とし、危険防止柵や赤色灯を設置して、交通並びに道路の保安上、安全措置を講じ出来るだけ速やかに工事を完了すること。
- ④ 埋戻し完了後、残材料等があるときは撤去し路面を清掃し仕上げること。

12. 舗装の仮復旧

1)舗装は本復旧までの間、埋戻し完了後直ちに仮復旧を施さなければならない。

また、本復旧工事終了後まで常に復旧箇所を巡回し路盤沈下その他不良箇所を見つけたときは直ちに復旧すること。

2)舗装の本復旧後、2年以内に発生した舗装路盤沈下等については無償修理を行うものとする。

13. 仕切弁および止水栓

仕切弁および止水栓は操作・修理等の維持管理に支障をきたさないように考慮し、原則として官民境界から概ね 1m以内に設置すること。

14. メーター・メーターBOXの設置位置および設置方法

- 1) メーターは配水管から直角に引き込んだ給水管で官民境界から概ね 1m以内で検針および取替が容易な場所に設置すること。(詳細については別紙標準配管図を参照すること。)
- 2) メーターは水平に設置し、汚染または外荷重による破損の恐れがない位置であること。
メーターBOXの標準は鑄鉄製で底板付であること。FRP製のメーターBOXを設置できるのは車・人などの荷重のかからない箇所に限る。
- 3) 車庫・駐車場で車の下になるような場所・車の出入りする通路・ゴミ置き場・支障となる場所には設置しない。
- 4) 雨水・汚水等が入らず、常に乾燥する場所が望ましい。
- 5) 当該建築物の敷地内に設置する。
- 6) 口径 75mm以上のメーターを設置する場合はその都度上下水道課と協議し、設計・施工を行うものとする。

15. 設 計

- 1) 設計については、次の事前調査および現場調査を十分に行い設計に必要な資料を収集すること。
 - ① 配水管等の位置・管種・管径。
 - ② 工事申込者・使用者および共用使用者等。
 - ③ 既設地下埋設物。
 - ④ 関係ある既設給水装置。
 - ⑤ 道路種別・道路占用掘削・交通規制等。
 - ⑥ 他人の給水装置からの分岐または他人の所有地に布設する場合、その土地・建物の所有者等。
 - ⑦ 給水管の布設位置。
 - ⑧ 関係図面等。
- 2) 平面図の作成にあたっては、将来の維持管理に欠かすことができないものであるの
で、次に掲げる事項を正確に記入すること。
 - ① 方位(図面の上方を北として描くことを原則とする。)
 - ② 縮尺
 - ③ 土地の境界・隣接する道路および民有地並びに近接する土地・建物の所有者あるいは居住者の氏名等。
 - ④ 建築の間取り等
 - ⑤ 道路の種類・幅員・歩車道の区分および断面図。
 - ⑥ 配水管等の埋設位置・管種および管径等。
 - ⑦ 既設給水装置の配管状況(位置・管種・管径等)
 - ⑧ その他工事に必要な事項

⑨ 付近見取り図は必ず目標となるもの(公共施設・病院等)を記入すること。

3) 給水装置工事の平面図等に使用する表示線は次に掲げるところによる。

- ① 新設給水管(メーター設備まで)…… 赤色の実線
- ② 家内給水管(メーターより内部)…… 青色の実線
- ③ 既設給・配水管 …… 青色の点線
- ④ その他 …… 黒色の実線

4) 給水装置工事に配管図等に使用する標準記号は、次に掲げるところによる。

名 称	記 号	名 称	記 号
硬質塩化ビニル管	VP	ダクタイル鋳鉄管 (エポキシ粉体塗装)	DIP
耐衝撃性硬質塩化 ビニル管	HIVP	水道用硬質塩化ビニ ルライニング鋼管	SGP-VD
ポリエチレン管	PE	水道用硬質塩化ビニ ルライニング鋼管	SGP-VB
ポリエチレン粉体 ライニング鋼管	SGP-PB	水道配水用 ポリエチレン管	HPPE

名 称	記 号	名 称	記 号
仕切弁、スリース弁		私設消火栓	
甲型止水栓		認証器具(給水栓等)	
メーター		キャップ止め	
逆止弁		プラグ(栓)止め	
ポンプ		井 戸	

5) 上記資料をもとに、上下水道課と事前協議し必要書類提出をすること。特に平面図・断面図にあつては工事完了後、変更があつた場合は正確な位置を記入し再提出するもとする。また開発行為等やアパートの新設で複数の給水管を設置する場合は、給水管の口径決定に時間を要するため、早めに事前協議をすること。

16. 道路占用・道路使用許可申請

1) 給水管を道路に布設する場合は、事前に道路管理者に対し占用許可申請を行いその許可をう
けなければならない。

① 公道

上下水道課の担当者は設計審査・必要書類等条件整備完了後、関係官庁に道路占用許可申
請を行うものとする。

ただし、申請に必要な書類は指定業者が作成するものとし、提出書類の枚数としては県道 4 部、
市道 3 部用意すること。

(位置図・平面図・配管布設図・舗装復旧図・交通規制保安設置図・配管予定配置図≪県道道
路占用時のみ必要≫)

② 道路占用許可受領後、指定業者は警察署に道路占用許可申請を行い、各許可受領 後上
下水道課担当者との協議の上指定された日に工事を行うものとする。

17. 工事写真

指定業者は、給水装置工事竣工後速やかに、別紙所定の様式に写真を添付し提出すること

1) 撮影箇所は、分岐からメーター設備までとし、配管状況がわかるように撮影するものとする。

2) 撮影する場合は、工事黒板に次の事項を記入し撮影する。

- ① 設置場所(大字○○地内 △△△-△と記入)
- ② 施主名
- ③ 工事年月日
- ④ 指定業者名

18. 給水装置工事の検査

1) 耐圧検査を行う場合は前日までに上下水道課に検査申込を行うこと。また写真の進捗状
況も電話で報告を行うものとする。当該工事を施工した指定業者の「給水装置工事主任
技術者」の立会いのもとで行うものとする。(給水管:新規 1.0Mpa で 1 分間保持 既
設管接続:0.7Mpa で 1 分間保持)ただし、特別の理由により管理者の許可を受けたとこ
ろは、この限りではない。

2) 指定業者は、検査の結果、工事の手直しを要する箇所である場合は検査員の指定した
期間内に手直し工事を行い、再検査を受けなければならない。

19. 安全対策

1) 工事施工にあたっては、通行人及び施工車両等の安全を期するため、必要に応じ相当の
保安施設(カラーコーン・バリケード・工事看板等)を設置し、交通誘導員を配置し、安全
対策に努力しなければならない。

20. 工事の保証

- 1) 工事竣工後、2年以内に施工した給水装置が破損したときは、その施工した指定業者の負担で復旧しなければならない。ただし、その破損が使用者の故意または過失に起因するときは、この限りではない。
- 2) 工事竣工後、2年を経過した後においても、管理者があきらかにその施工した指定業者に補修等の責任があると認めた場合は、その指定業者は速やかに管理者の指示により、指定する期間内に復旧しなければならない。
- 3) 前項の破損が指定業者の責任による場合は、指定業者は管理者の指定する期日までに復旧しなければならない。なお、指定日までに復旧しないときは、管理者が復旧し、その費用を指定業者から徴収する。

21. 開発団地等に伴う設計・施工

- 1) 開発行為（小規模開発も含む）を行う者は、給水について、あらかじめその設計・施工方法について管理者に協議し、承認を得なければならない。
- 2) 開発区域内での、給水装置工事の設計・施工は豊前市給水条例他、関係諸規定によるものとする。
- 3) 開発区域内で前もって給水管を引込む場合は次の要件を満たすものとする。
 - ① 給水管の管末は、甲型止水栓を設置し、ドレーン管を配置する。
 - ② 給水管の管末は、将来にわたって不明とならないよう側溝等にペンキ（青色）を塗布し給水管明示くい等を打ち、工事完了後、速やかに完成図面を提出するものとする。その他必要事項は、その都度協議を行うものとする。

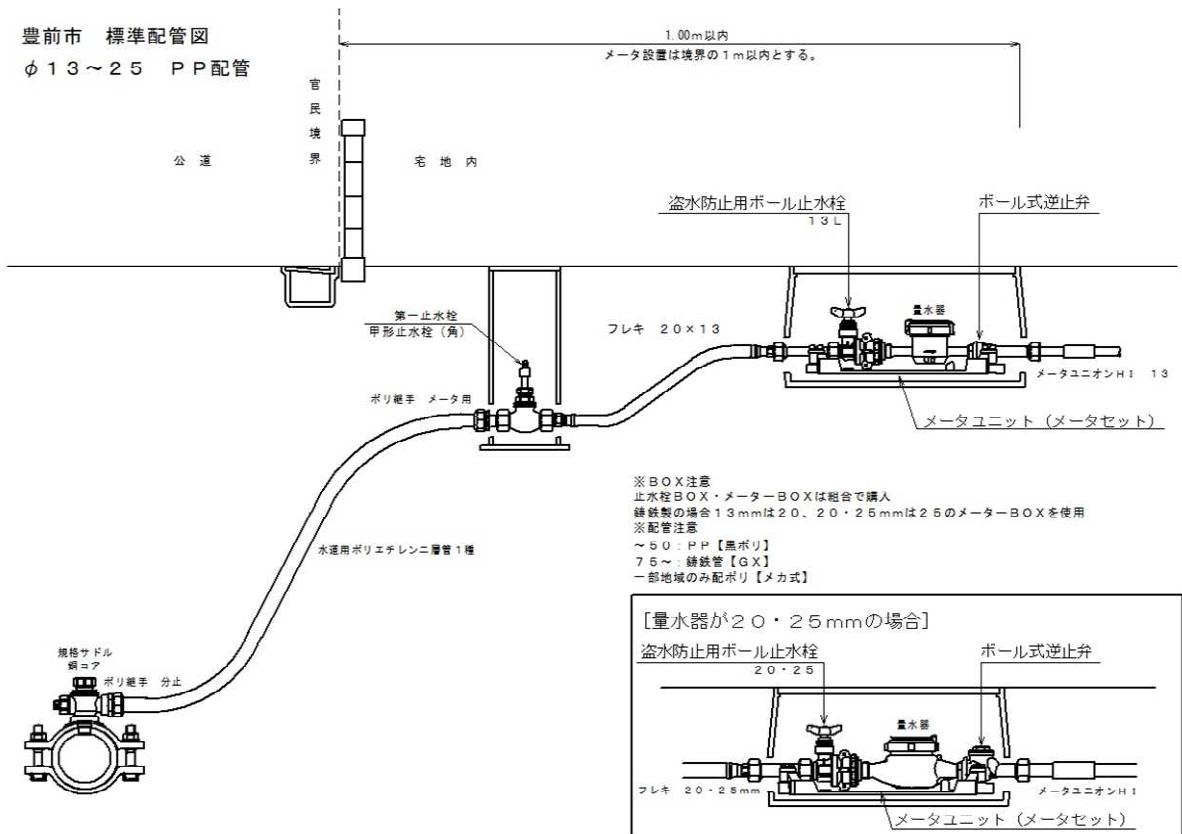
22. 標準施工例

- 1) 給水管口径 50mm以下の分岐取出標準例は、別図によるものとする。
- 2) 給水管口径 75mm以上の分岐取出しの施工にあたっては、その都度協議を行うものとする。
- 3) その他標準施工例によらない場合は、その都度協議を行うものとする。

標準配管図

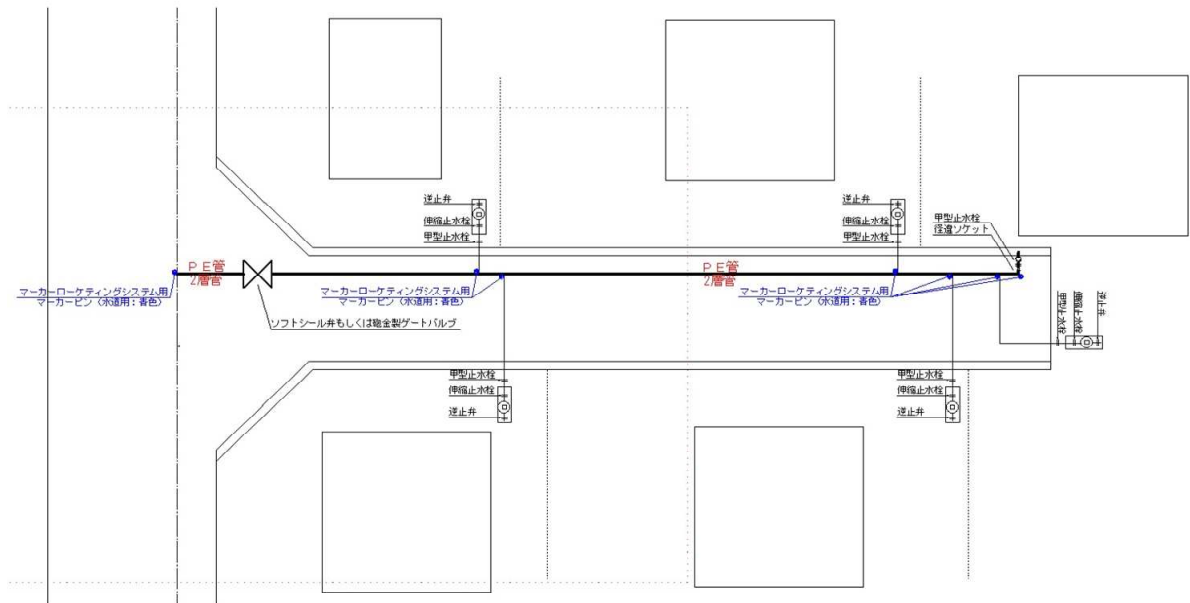
① 新築1件家

メーターは官民境界から概ね1メートル以内に設置すること。また、メーターユニット(メーターセット)を使用し、甲型止水栓・伸縮止水栓(盗水防止用ボール止水栓)及び逆止弁(ボール式)を設置すること。また、甲型止水栓から伸縮止水栓まではフレキ管を使用すること。
メーターBOX及び止水栓BOXについては管工事組合で購入すること(豊前市指定)。

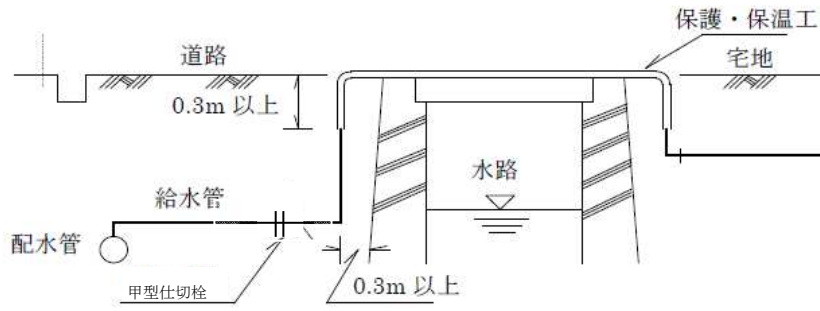


② 造成地

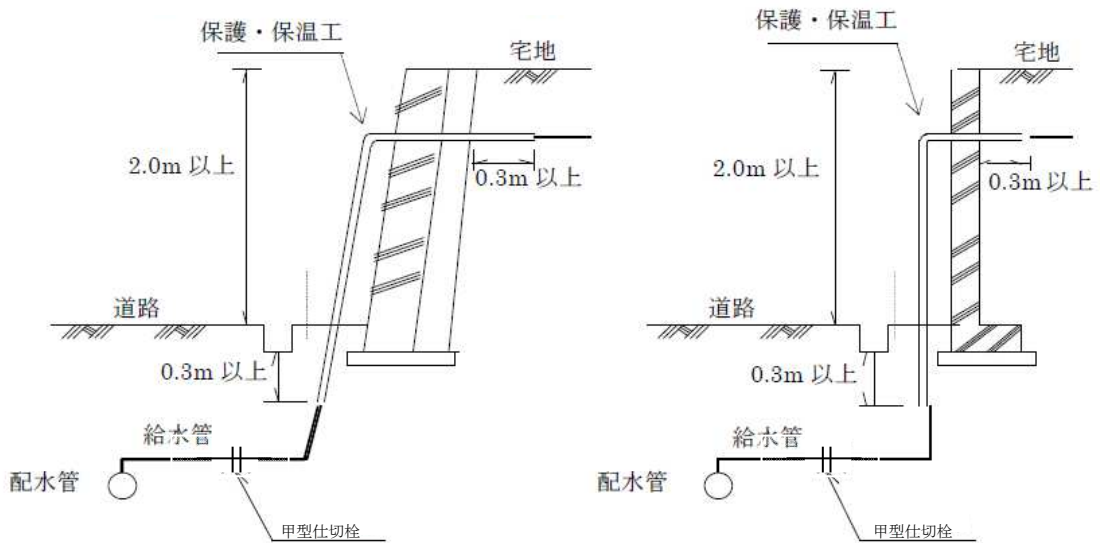
1 個の給水栓で複数のメーター設置する場合はメーターまでの管種はポリエチレン管(2 層管)で行う。また口径別納付金(下記の造成地の場合では 5 件分)を納付する。口径別納付金の納付については件数分を一括納付すること。造成地内の設置は甲型止水栓(最低口径 20mm)・甲型止水栓BOXまでの設置を行う。(その後、一軒家が建つ場合は 給水工事申込書(改造)にて提出を行う。)分岐箇所にはマーカローケータリングシステム用のマーカーピン(水道用:青色)を設置するものとする。高さは GL~800mm 下とする。



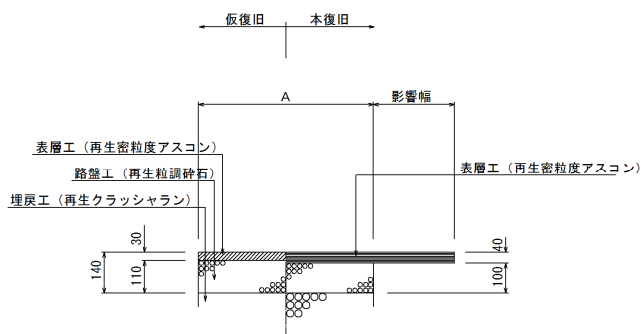
③ 水路の上越横断をする場合



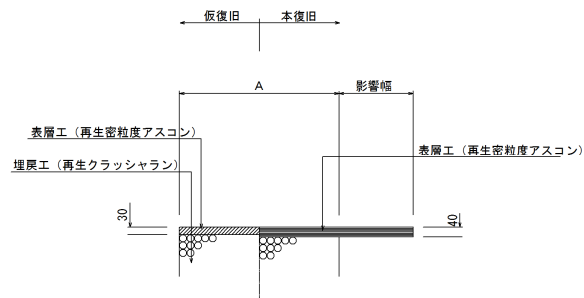
④ 道路と宅地との高さが大きく違う場合



⑤ 市道車道部 舗装復旧図

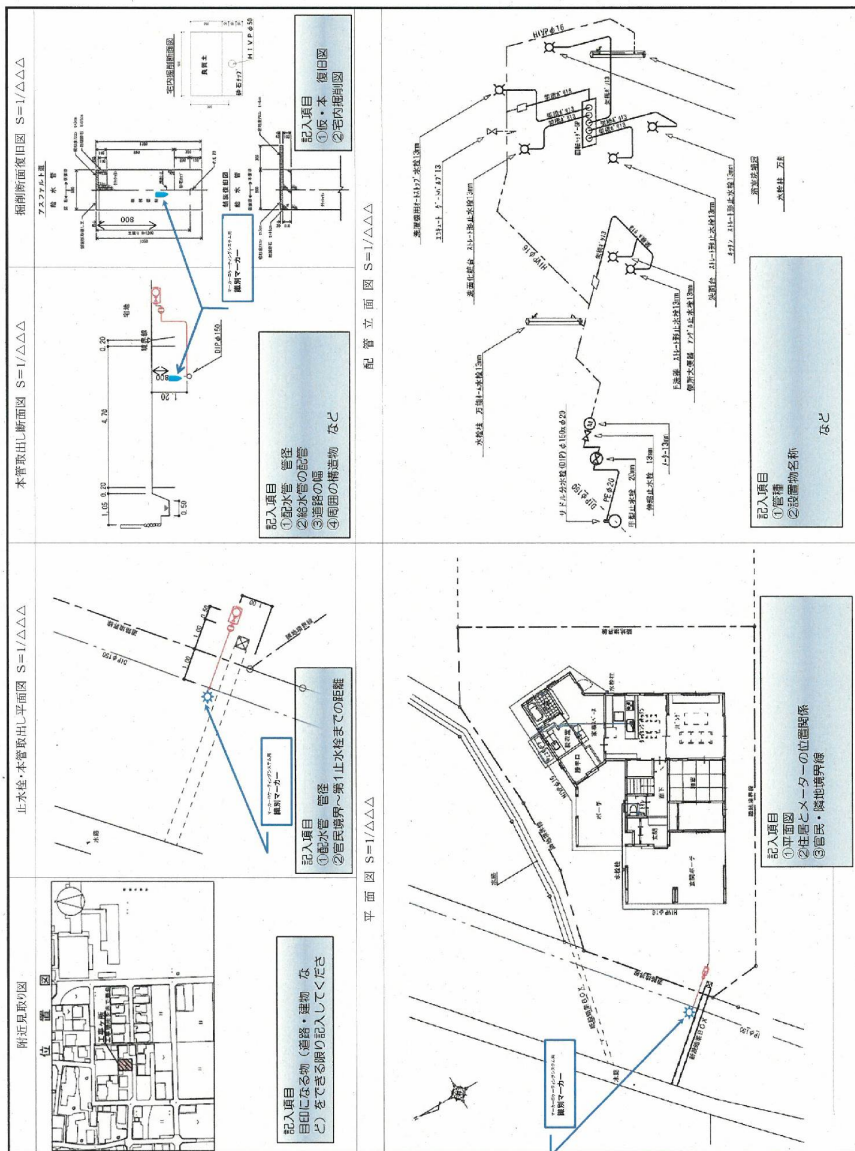


⑥ 市道歩道部 舗装復旧図



參考資料

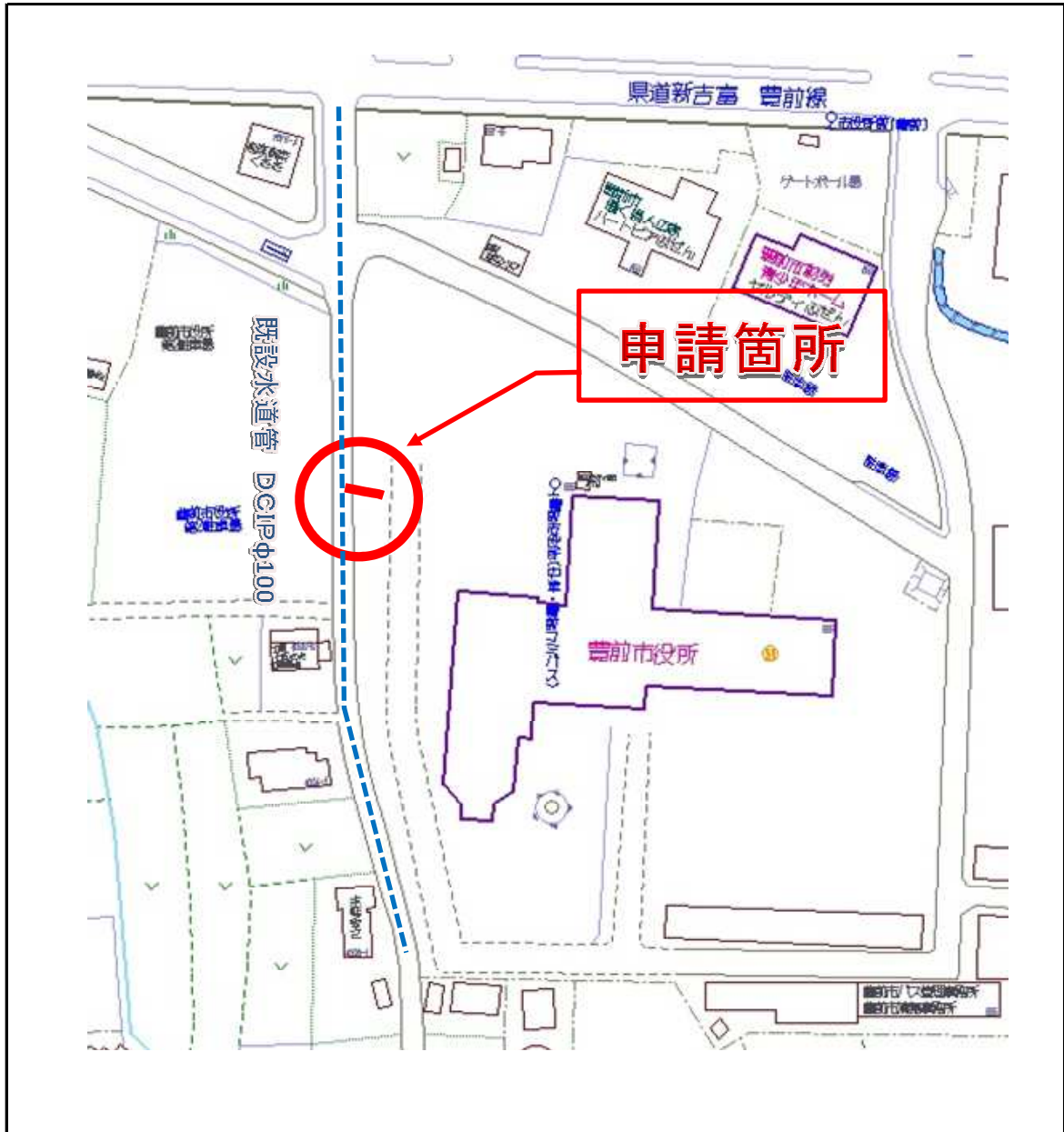
記入例



A3サイズにて提出

位置図

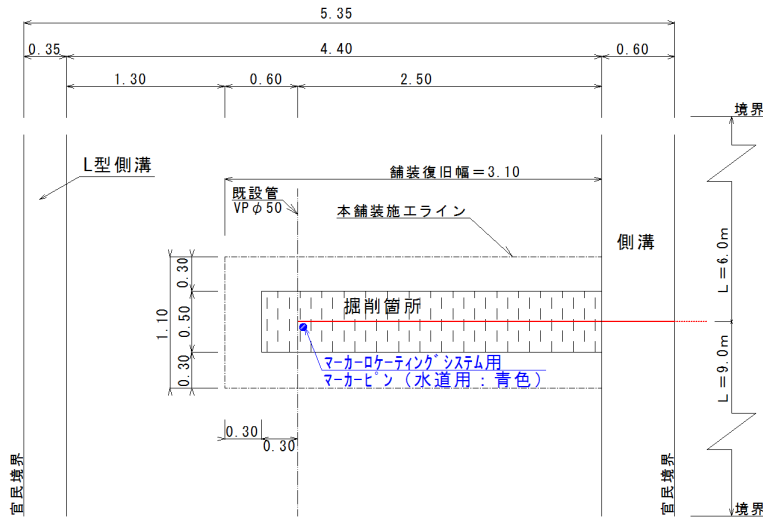
凡例



注意点

- 表題(位置図)を記入してください
- 申請箇所の文字・申請箇所の管路は
赤色 で記入する。
- 既設水道管(管路)も記入してください。

S=1/50 平面図

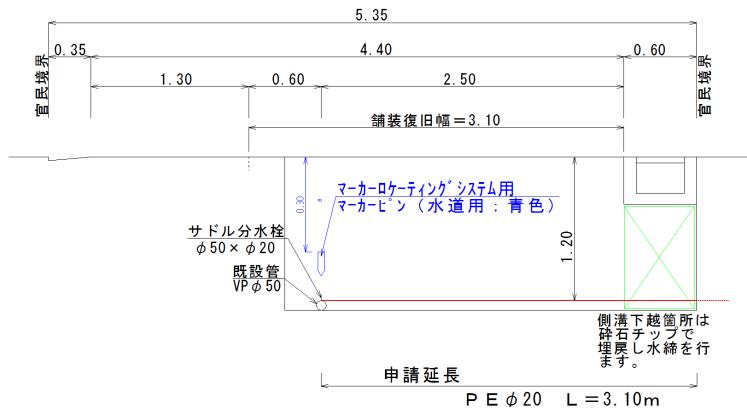


凡例

← 平面図 作成時の注意点

- 表題(平面図)・縮尺を記入してください
- 構造物(U字溝・縁石)などがある場合は平面図に記入して寸法を記入してください。
- 掘削幅・長さ・本舗装時影響部の寸法を記入してください。
- 掘削芯～境界までの距離を記入してください
- 本管～給水管取出箇所にマーカーピンを記入してください。

S=1/50 配管布設図



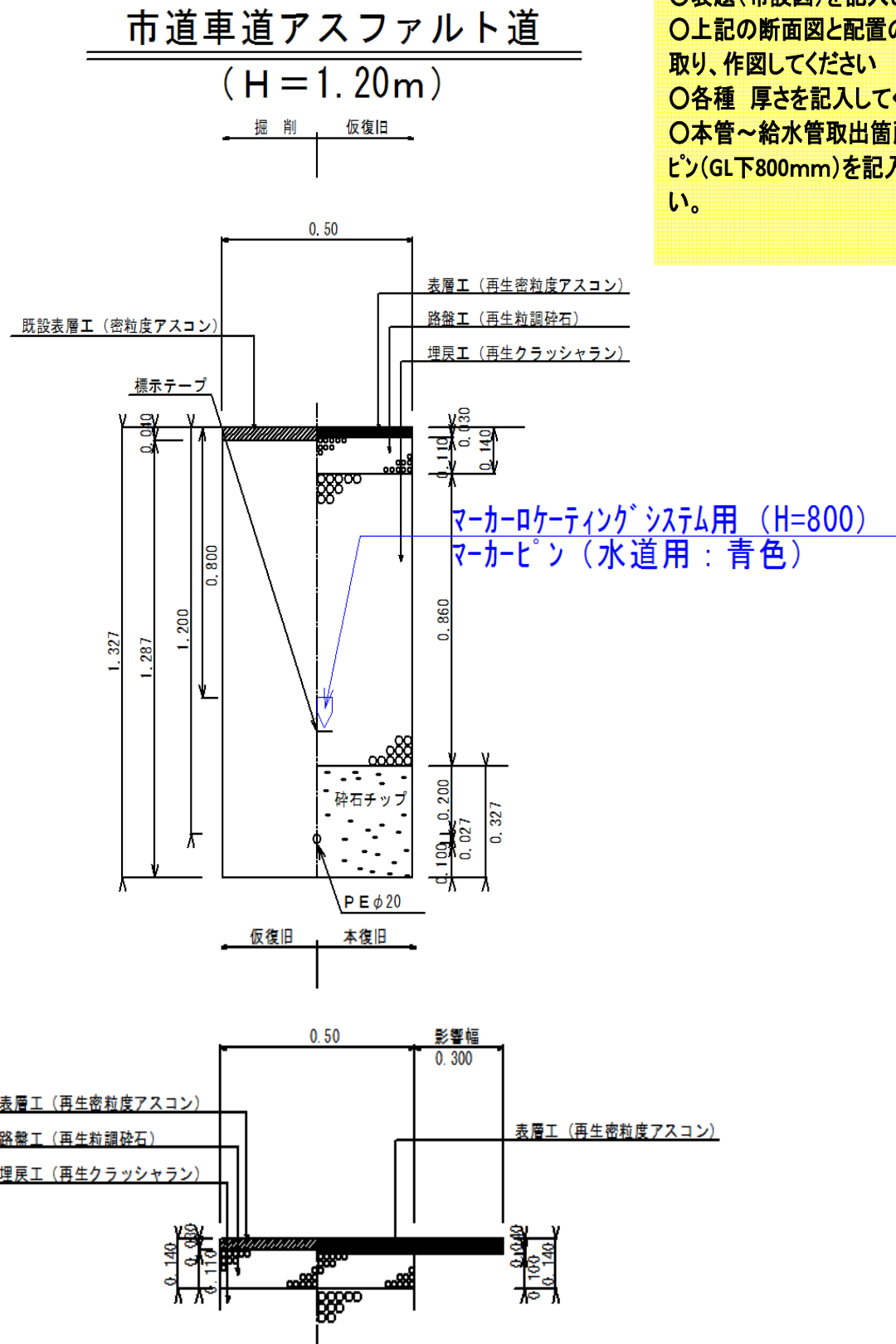
← 配管布設図 作成時の注意点

- 表題(布設図)・縮尺を記入してください
- 上記の平面図と配置の整合性を取り、作図してください
- 設置する管路は 赤色で記入してください
- 官民境界の位置・寸法を記入してください。
- 官民境界・幅を記入してください
- 申請延長・配管部材・延長を記入してください。
- 官民境界に接する構造物を記入してください。
- 構造物の下越箇所は砕石チップで埋戻し水締を行うと記入してください。
- 本管～給水管取出箇所にマーカーピン(GL下800m

舗装復旧図(市道部)

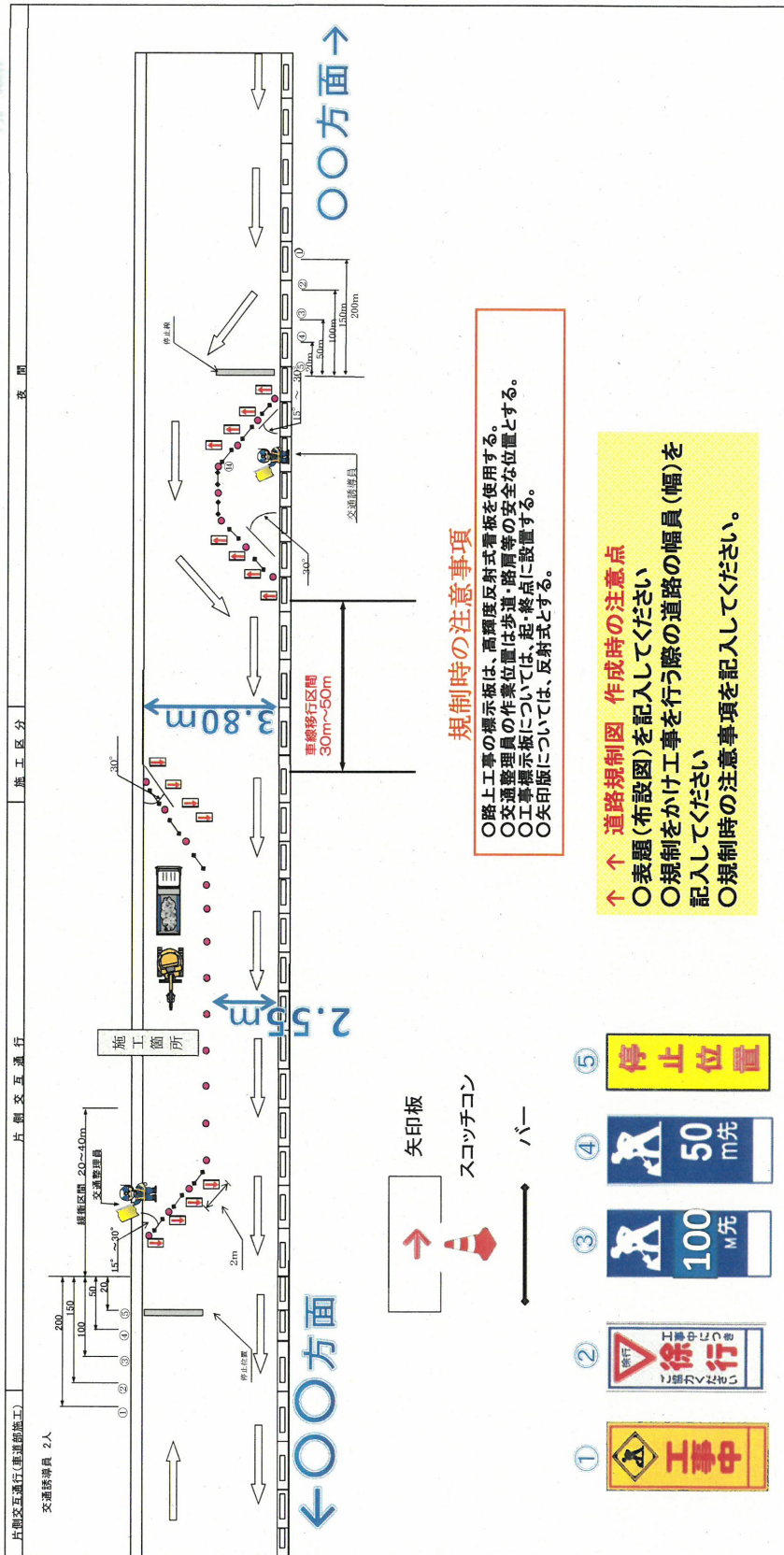
凡例

- ↓ 舗装復旧図 作成時の注意点
- 表題(布設図)を記入してください
 - 上記の断面図と配置の整合性を取り、作図してください
 - 各種 厚さを記入してください。
 - 本管～給水管取出箇所にてマーカピン(GL下800mm)を記入してください。



交通規制保安設置標準図

凡例





県道の道路占用時のみ上記 配管予定配置図の写真必要



県道の道路占用時のみ上記 配管予定配置図の写真必要

給水管分岐承諾書

宅(分岐承諾者)の給水管から 宅
(分岐申請者)の給水管を分岐することを承諾します。なお、双方共下記の条件を
遵守することを誓約します。

記

1. 分岐引用したことにより支障を来した場合は私共において対処します。
2. 双方の名義が変更した場合においても、私共が責任をもって対処します。
3. 上記にかかる一切の費用は、私共が負担します。
4. 上記事項についての履行機関は、施設が存続している期間とする。

豊前市長 殿

令和 年 月 日

分岐承諾者

住所

氏名

印

住所

氏名

印

住所

氏名

印

分岐申請者

住所

氏名

印

給水管布設承諾書

私有地の土地 (豊前市)に
申請者 宅の給水管を布設することを承諾します。
尚、双方とも 下記の条件を遵守することを誓約します。

記

5. 給水管を布設したことにより支障を来した場合は私共において対処します。
6. 双方の名義が変更した場合においても、私共が責任をもって対処します。
7. 上記にかかる一切の費用は、私共が負担します。
8. 上記事項についての履行機関は、施設が存続している期間とする。

豊前市長 殿

令和 年 月 日

布設承諾者

住所

氏名

Ⓔ

住所

氏名

Ⓔ

住所

氏名

Ⓔ

布設申請者

住所

氏名

Ⓔ

* 別紙布設場所の図面を添付すること

給水管布設規定外埋設申請書

給水管布設工事を施工するにあたり規定通りの埋設が出来ないため、規定外埋設を申請します。なお許可条件を遵守することを誓約します。

豊前市長 殿

令和 年 月 日

埋設申請者

住所

氏名

印

許可条件

1. 管理者に、占用関係等の手続きをし、許可条件通り施工する事。
2. 掘削埋戻し、埋設深さ、メーター位置等は上下水道課と協議し、指示に従うこと。
3. 第1止水栓おり民地側の給水設備の維持管理は申請者が行うこと
4. 上記条件に関わる一切の費用負担は申請者の負担とする。

直結増圧給水回答書

申請者
住所
氏名

設置場所	豊前市大字		
配水管	mm	分岐引込管	mm
計画一日使用水量	m ³ /日	同時使用量	L/分
設計水圧	Mpa		

許可条件

- 1 上記条件にて水理計算を行い、給水設計協議確認書に添付し管理者の許可を受けること。
- 2 分岐引込管については呼び径75mm以下とする。
(使用材料は呼び径75mm以上はダクタイル鋳鉄管(GX型)、呼び径50mm以下はポリエチレン管《2層管》を使用すること。)
- 3 増圧設備については、社団法人日本水道協会規格の「水道用直結加圧形ポンプユニット」又はこれと同等以上の性能を有するものとする。
- 4 官民境界から1m以内に第1・2仕切弁を設置し、これより先の管については所要者が維持管理を行い漏水等については修繕すること。
(仕切弁のついて呼び径75mmはソフトシール弁・呼び径50mm以下は砲金製ゲートバルブ《ロング》を使用すること。)
- 5 アパート・マンション等の水道メータについては、所有者が遠隔式の集中メータを設置すること。メータの管理については上下水道課が行う。
- 6 別紙承諾書の内容を遵守すること。

豊産水工第 号
令和 年 月 日

令和 年 月 日 付けで協議のあった給水装置の申請について
上記の条件により回答します。

豊前市長 後藤 元秀 印

令和 年 月 日

豊前市長 殿

申請者 住所
氏名

㊞

承 諾 書

建物の所在地	豊前市大字
建物の名称	

上記建物に関し直結増圧方式による給水を実施するにあたり、下記事項について承諾し適正に管理します。

記

1 設備管理責任者の選定

直結給水用増圧装置（以下「増圧装置」という。）を含む給水装置の維持管理及び事故発生時の迅速な対応を行うため、設備管理責任者を次のとおり届け出ます。

設備管理責任者	〒
	住 所 氏 名
	㊞ 電話番号

2 使用者への周知

次の事項について、使用者等に周知します。

- (1) 停電や増圧装置の故障、濁水時の給水制限等により増圧装置が停止し断水したときには、非常用直結給水栓を使用すること。
- (2) 配水管等の工事に伴う計画的又は緊急時もしくは水道メーターの取替に伴う断水の際に、水が使用できなくなること。またその通報連絡を受けたときには、これに協力すること。
- (3) 増圧装置の故障時の緊急連絡先。

3 保守管理

増圧装置の機能を適正に保持するため、1年毎に1回定期点検を行うとともに、必要に応じて保守点検を行い、異常を発見した場合は速やかに修繕を行います。なお増圧装置の取替を行ったときは、速やかに上下水道課に届け出ます。

4 損害の補償

増圧装置に起因して逆流又は漏水が発生し、上下水道課又は使用者等に損害を与えた場合は責任をもって補償いたします。

5 設備管理責任者の変更

設備管理責任者に変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出ます。

6 所有者の変更届

給水装置の所有者に変更が生じた場合は、新所有者に対しこの承諾書の内容を熟知させるとともに、速やかに上下水道課に届け出ます。

7 紛争の解決

増圧装置の故障等により第三者との間に紛争が生じた場合は、当方において解決します。

①着工前

現況の様子を作成する。



②使用材料

工事に着手する前に、公道部に使用する材料を1箇所に集めて撮影



③防錆コア

サドル分水栓を取り付け、防錆コアを入れるところ。

★**铸铁管の場合**★



④配管完了

公道部の配管が完了した状況写真。

なお、管の深さが分かるように箱尺等を据え。また使用資材等も分かるように写真を撮影すること。



⑤マーカーピン設置

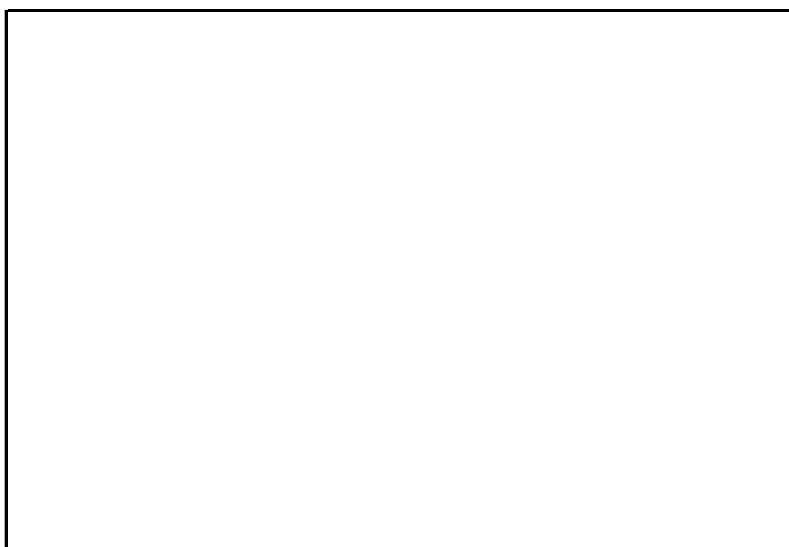
マーカーケッティングシステム用識別マーカー（水道用：青色）設置完了時



⑥標示テープ

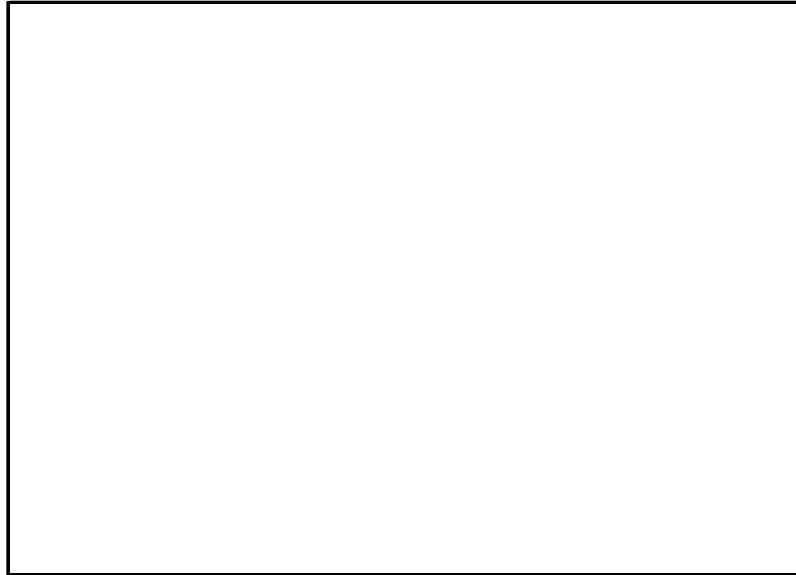
埋設テープを敷いたところ

標示テープは官頂から300mm上がりの部分とする。



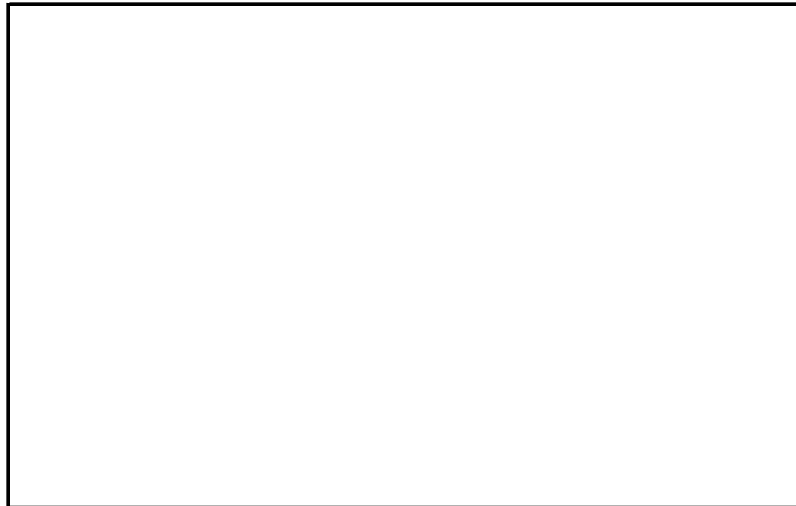
⑦構造物下部下
埋戻し・水締め状況

碎石チップで埋戻し
を行い、水締めを
行っている写真。



⑧再生ラン埋戻し

再生ランの転圧を
を行い、埋戻し完了の
写真。



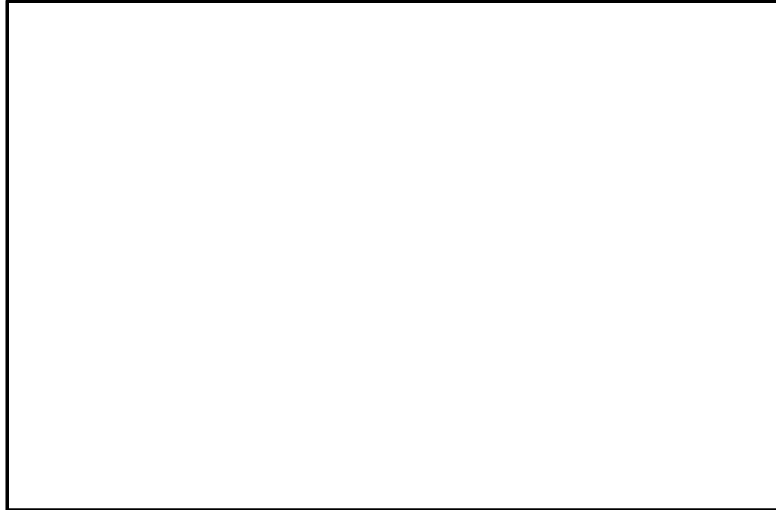
⑨粒調碎石埋戻し

再生ランの転圧を
を行い、埋戻し完了の
写真。



⑩プライムコート撒布状況

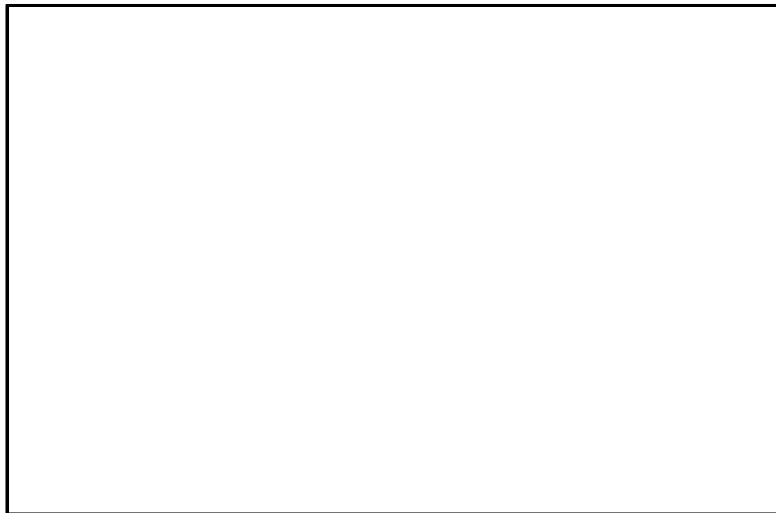
撒布の完了・舗装
施工箇所全面と既
設舗装の耳に刷毛
で塗っている写真



⑪本舗装（完了）

仮舗装を行った
後、影響部の切断
をおこない、本舗
装完了の写真。

なお白線等があっ
た場合は復旧した
後の写真を撮影す
る。



注意事項

原則、工事写真（本舗装完了まで）提出後、本設水道メーターの出庫を行います。本舗装が遅れる場合は、職員と協議してください。

備考

遅延理由

本舗装写真
提出予定日

重要

写真提出をお願いして、はっきりとした理由がなく提出を行っていただけない事業者の方は上下水道課で協議を行い、メーターの出庫を停止させていただきます。